

**京都議定書の締結に向けた国内制度の
在り方に関する答申（案）に対する
パブリックコメントの結果概要**

答申案に対するパブリックコメント（属性整理）

年齢別内訳

年齢（才）	男性	女性	企業・団体	合計
0-19				0
20-29	5	1		6
30-39	30	9		39
40-49	39	4		43
50-59	21	3		24
60-69	4			4
70-79	1			1
不明	2	2	12	16
合計	102	19	12	133

職業別内訳

職業	男性	女性	その他	合計
会社役員		1		1
会社員	1	62		63
団体役員	1	4		5
団体職員	3	16		19
議員		1		1
公務員	3	11		14
教員		2		2
自営業	1			1
農林漁業		1		1
主婦	5			5
学生	1	2		3
無職	1	1		2
自由業	1	1		2
不明	2			2
企業・団体			12	12
合計	19	102	12	133

項目	意見	件数
1. 答申案全体について	主な政策・措置を網羅して記述すべき	10
	関係省庁との間で十分調整を行うべき	6
	国としてのエネルギー政策を明確にすべき	6
	今後の温暖化対策を示すものとしては不十分	5
	国民生活、産業国際競争力、経済等十分配慮すべき	4
	その他	2
	合計	33
2. 地球温暖化に関する基本認識について	地球温暖化問題には早急に対応すべき	6
	その他	1
	合計	7
3. COP7を受けた我が国の方針について	米国と途上国の参加をねばり強く呼びかけるべき	12
	京都議定書を早期批准すべき	11
	京都議定書を早期批准すべきではない	10
	その他	1
	合計	33
4. 我が国における排出量の現状と課題について	これまでの計画が政策として不十分であったことを明記すべき	3
	エネルギー消費原単位の推移は生産量当りのエネルギー消費を指標にすべき	3
	その他	3
	合計	9
5. 京都議定書の締結に向けた国内制度について	「第1ステップ」から追加的な対策・施策を実施すべき	12
	環境負荷の少ない社会を目指すための仕組みを構築すべき	6
	国内経済・国民生活への影響等についての分析・評価をすべき	6
	電力による削減効果は全電源平均対応のみで評価するべき	7
	民生部門と運輸部門の対策に力を入れるべき	6
	京都メカニズムを優先的に活用すべき	4
	その他	7
	合計	48
6. 京都議定書目標達成計画について	京都議定書目標達成計画を法律で定めるべきではない	11
	京都議定書目標達成計画を法律で定めるべき	8
	計画の見直し時には国民を含む各部門が参加すべき	3
	目標量を含めた柔軟な計画の見直しが可能となる枠組みとすべき	3

	その他	4
	合計	29
7. 地方公共団体の推進について	国と地方公共団体の役割分担・権限について留意すべき	14
	地方公共団体の役割は期待される	5
	地方公共団体以上に国が積極的に関与すべき	2
	国が地方公共団体に対し政策的な支援をすべき	2
	その他	3
	合計	26
8. 議定書目標達成のための排出削減・吸収に関する対策・施策について		
国民各界各層の理解と行動を求める活動の展開について	環境教育の推進が重要	8
	国民全体が重要性を認識すべき	3
	各種媒体を通じた情報提供・啓発活動をすべき	3
	国民の理解と行動を促すための政策を明記すべき	2
	その他	4
	合計	20
日常生活における取組について	国はインセンティブ制度等の政策的支援を導入すべき	14
	目標を達成するための具体策を示すべき	6
	その他	10
	合計	30
事業活動における取組について	原子力は推進すべきではない	18
	原子力発電の開発利用は有効な対策とすべき	16
	事業者の温室効果ガスの排出量の把握・公表はすべきでない	13
	自主取組の第三者評価は自主的に行う仕組みを尊重すべき	12
	自然エネルギー（太陽熱、風力、バイオマス）を推進すべき	11
	自主的取組を尊重している点は評価できる	6
	自主取組の第三者評価は産業界以外がすべき	5
	電力等の燃料転換は慎重な対応をすべき	6
	エネルギー・環境政策に基づくグリーン調達品目の選定をすべき	3
	事業者の温室効果ガスの排出量の把握・公表は制度化すべき	2
	省庁を超えた情報の共有をすべき	2
	目標達成に対してペナルティ措置の導入も検討すべき	2
	その他	12
	合計	108
日常生活・事業活動	実行計画制度の策定等の義務化・協定化はすべきで	13

における第2ステップの 取組について	ない	
	第2ステップにおいても、事業活動の取組は自主的に行われるべき	12
	事業活動の取組は第1ステップから協定化すべき	4
	その他	2
	合計	31
都市・地域基盤整備 等による脱温暖化社会 の形成について	公共交通、自転車等の推進により脱クルマ社会への転換を図るべき	9
	規制によって脱クルマ社会への転換を図るべき	8
	4R(refuse reduce reuse recycle)を推進すべき	6
	ヒートポンプ式地域冷暖房システムも追記すべき	5
	自動車の諸税制度のグリーン化を進めるべき	4
	規制により廃棄物の徹底削減をすべき	3
	排熱が有効利用される熱電供給システムのみ推進すべき	2
	その他	7
	合計	44
	吸収源対策について	京都議定書の目標は吸収源に頼らずに達成すべき
森林整備等の着実な実施を推進すべき		4
その他		3
合計		11
京都メカニズムについ て	京都メカニズム活用のための基盤整備を早急に検討すべき	7
	利用可能な仕組みとなるよう国際交渉で改善に努めるべき	3
	京都メカニズムは追加的に運用されるべき	2
	原子力発電開発とODA活用の禁止を明記すべき	2
	その他	1
	合計	15
9．経済的手法等につい て	温暖化対策税を早期に導入すべき	31
	温暖化対策税の導入は慎重に検討すべき	16
	温暖化対策税制の導入は控えるべき	12
	国内排出量取引制度はの導入は慎重に検討すべき	10
	国内排出権取引の導入を推進すべき	3
	既存税体系の見直しを行うべき	3
	その他	1
	合計	76
10．技術開発の促進に ついて	二酸化炭素の固定化技術は推進すべきではない	3
	省エネルギー、新エネルギーの研究開発を推進すべき	2
	HFC等3ガスの代替ガス・技術の研究開発を推進すべ	2

	き	
	国の財政的支援が不可欠	2
	その他	2
	合計	11
1 1 . 調査研究の推進、 監視・観測体制の強化	多くの分野が関わりあった形での学際的な研究を進めるべき	1
	その他	1
	合計	2
1 2 . その他の意見		11

項目	意見の抜粋
1. 答申案全体について	<p>【女性 33才, 公務員】 「答申案」は、確かに良くまとめてあると思います。しかし、今ひとつ効果の点について疑問の残る内容となっているような気がいたします。 今以上に、京都議定書の締結を実効あるものとするために、個人(消費者)並びに企業に対して環境保護を行なうための責任を持たせるべきです。そして、そのための法整備も必要と考えます。以下は、例としてあげさせていただきました。 例 法律によって、自動車が出す二酸化炭素排出量を規制し、基準を超える車の販売を不可能にすること。 例 消費者又は企業が、地球環境にとってマイナスと判断できるものを購入又は使用する場合は、環境税(仮称)を課税すること。 日本では、環境に対して個人や企業が果たす責任が非常にあいまいです。国がいくら声高に言っても、法規制でもしないう限り「答申案」が機能することはないと考えます。</p> <p>【女性 54才, 団体職員】 全体として、これまでの取り組みが功を奏してこなかったことの反省がなく、京都議定書の削減目標値6%を達成するのだという意気込みが感じられない。取り組み自体も、ステップ・バイ・ステップ・アプローチをとることで、実質的には今から2005年まで何もしないことになり、大幅に遅れることが目に見えている。また掲げられている諸行動は、政策的支援がないと実行できないものばかりであり、国民運動では達成できない。もっと具体的で、実質的に効果を上げられるような取り組みを提案し、時代を先取りした前向きな姿勢が必要である。</p> <p>【女性 37才, 団体職員】 報告書案では、実効性のある国内対策の具体的な提案がなされておらず、このままでは、温室効果ガスを削減どころが増やしている現状を是正することは出来ない。また、時間的スケジュールからみても、提案されているステップ・バイ・ステップのアプローチでは、第一約束期間を睨んだ国際公約の達成には到底間に合わない。国内地球温暖化対策を実効性のあるものにするためには、自然エネルギーや省エネルギーを始めとした持続可能なエネルギー政策の具体的な推進が欠かせない。また、その達成のためには、現在のエネルギー供給及び消費の構造を根本から変えなくてはならない。さらに、国の支援とともに、供給・消費の現場となるそれぞれの地域が、エネルギー施策を自立して考えるシステムを作っていく必要がある。</p> <p>【団本】 今回の答申案は、前段で温暖化の深刻さや温暖化対策の緊急性・必要性を説いているにもかかわらず、京都議定書の目標達成や今後の温暖化対策を示すものとして極めて不十分でありお粗末である。地球温暖化防止行動計画や地球温暖化対策推進大綱の政策・措置が効果を上げておらず温室効果ガス排出量が大幅に増えてしまっている現状を見据えているとは到底思えない。</p>
2. 地球温暖化に関する基本認識について	<p>【女性 49才, 無職】 地球温暖化はかなり危険な状態まで進んできていると思います。今すぐに二酸化炭素の排出を規制してください。</p> <p>【男性 40才, 公務員】 地球温暖化に対して相当な危機感をもって臨む必要がある。 現在の生活の便利や経済活動は制約されないわけにはいかない。</p> <p>【男性 44才, 会社員】 地球温暖化問題は現在すでに進行中であり、今後ますます加速することが確実である。すでに異常気象や海面上昇の影響も出始めており、対策は待った無しとの認識をもつべきである。</p>

<p>3. COP7を受けた我が国の方針について</p>	<p>【団体】 地球温暖化の防止は、何よりも地球規模で実を上げることが重要であり、そのためには、世界各国がこぞって参加し、応分の負担を誠実に実行することが必要不可欠である。京都議定書では、先進国全体の温室効果ガス削減目標の約半分が米国の削減によって達成される前提であるが、その米国が参加せず、さらに、将来的(2020年)には全世界の二酸化炭素排出量の約半分以上を占めることが予想されている発展途上国の参加について何ら約束がなされていない枠組みでは、温室効果ガス削減の実効性を持ち得ないものとなる。</p> <p>したがって、米国が参加するなど、国際的にみて、公平かつ実効のある取り決めの履行が保証されるまでの間は、わが国のみが、実のあがらない国際条約の枠組の中で苦吟し、臍(ほぞ)を噛むことのないよう、細心の注意が必要であり、わが国は条約の義務付けによるのではなく、条約の枠外で自主的な取組を行うべきであると考えます。</p> <p>【男性 49才, 団体職員】 温室効果ガスの最大排出国である米国が参加せず、途上国の将来的な参加も不透明な現状で、わが国が京都議定書の批准を急ぐことには反対である。仮に批准するのであれば、国民各層に批准に伴い生じる義務を十分に説明し、一人ひとりがその責任を負うことへの理解を得る必要がある。</p> <p>【男性 57才, 会社員】 温暖化防止への対応は京都議定書の締結の有無にかかわらず必要なことは言うまでもない。しかし、京都議定書の締結については「早期の締結を期待する」とあるが、何故そうしなければならないか、締結すれば誰がどのように負担をしたしなければならないか等、具体的内容が明らかにされ、かつ、国民の納得が先である。2008年まで十分時間はある。</p> <p>【女性 44才, 会社員】 日本は温暖化防止に対してもっと積極的に取り組むべきです。行政、企業、市民が協力して、二酸化炭素排出を抑制すべき。環境税などの取り組み、車社会の規制が急務だ。</p>
<p>4. 我が国における排出量の現状と課題について</p>	<p>【男性 52才, 議員】 従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から環境負荷の少ない資源循環型社会への変革が求められているもののなかなか実現の兆しが見えない。従来の個人や事業者レベルでの価値観の転換を期待したライフスタイルの変革を望んでも実現には程遠い。</p> <p>これはひとえに、社会の仕組みの問題であり、国レベルの問題である。つまり社会の制度として資源循環型社会へ必然的に向かっていくことを基本に構築していくべきである。具体的には、環境負荷が少なくなるような制度としてデポジット制度や環境負荷の重みによる製品の環境税等を早急に導入しすべきである。</p> <p>法制度上、規制をすることが必要な時期であり、国民がインセンティブを持って対応することが効果をあげていくものである。</p> <p>【男性 52才, 団体職員】 「二酸化炭素の1999年度の排出量は、1990年度と比較して、9.0%増加」という記述の後に、現状の推移では京都議定書の削減数値を達成できないことを明確にするためにも「現行の施策のままでは6%削減を達成することは不可能である」という趣旨の文言を追加すべきである。</p> <p>「民生・運輸は市民生活の責任」と誤解を受けかねないので、企業活動(産業、運輸の約半分、民生の約半分、電力、CO2排出量の70%占める)が市民生活(民生の約半分、運輸の約半分)よりも圧倒的に多いことを明示する文言を追加すべきである。</p> <p>【男性 46才, 会社員】 温暖化対策が経済対策・雇用対策に与える影響について、プラスの面しか触れられておらずバランスにかける。プラスマイナス両面があることをバランス良く記述すべきであり、末尾に次の文章を追加すべき。「それだけに温暖化対策の実施に当たっては、産業経済活動に過度の負担を課し、経済と雇用に悪影響を及ぼすことのないよう配慮することが重要である。」</p>

	<p>【女性 37才, 団体職員】 ここでは、今まで及び現在の日本の温室効果ガス削減策が失敗していることが明確化されている。現状のままでは、削減どころか増大し続けることは明らかである。この現状を見据え、今までの施策の失敗を検証することが必要である。その意味で、報告書に提案されている施策は、もっともな目標を掲げておりそれぞれが必要なものではあるが、現状の施策の延長線上にある強制力のない提案ばかりであり、今後強力な温室効果ガス削減策となるようには思えない。</p>
<p>5. 京都議定書の締結に向けた国内制度について</p>	<p>【男性 34才, 会社員】 費用対効果の高い取組を進めることができる国内制度の整備・構築・各種技術の開発・導入にあたり初期コスト負担が隘路となっているケースに対しては、記載のように、公的補助をはじめとした経済的措置を活用したインセンティブを付与する施策を積極的に行っていただきたい。 併せて、国においても各種媒体を通じて新技術開発商品の普及に向けた情報提供・啓発活動を行っていただきたい。</p> <p>【女性 54才, 団体職員】 本答申案の「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」では、「2005年までは様子見で何もしない」ということに等しい。2008年近くになってあわてて削減を強化するのは、環境面ではもちろん、経済的にもマイナス影響が大きく好ましくない。早期対策は必須であり、工程表は早め早めに政策・措置を実施するスケジュールとすべき。</p> <p>【男性 48才, 会社員】 我々企業に勤めるが課題を達成する手段として、一気に高い目標値を掲げ取り組むのではなく、徐々に目標値をアップし、対策を検討・実施し、その結果を評価しながら次の対策に繋げて行くPDCAサイクルを回していく手法を取っております。その様な観点からして、「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」は理解・評価できる取り組み方と考えます。</p> <p>【団体】 将来の目標に向かって適宜評価・見直しをし、施策の強化をしていくという方式そのものは支持できるが、ここに記載されたその具体的内容は、第1ステップで具体的施策の導入をせず「2005年までは様子見で何もしない」ということに等しい内容の本答申のステップ・バイ・ステップ・アプローチは、単なる対策の先延ばしでしかなく、第2ステップ以降方針や長期的なビジョンにも欠けており、支持し得ない。</p> <p>【男性 41才, 会社員】 対策技術の導入の効果を評価するためには、対策技術導入前後のCO2排出量を比較すべきであり、そのCO2換算には全電源排出係数を用いることが、環境庁(当時)のガイドラインに明記されている。 仮に、各対策が発電電力量に与える影響分だけ、想定した対応電源の発電電力量が減少するという考え方で算定を行ったとしても、需要の減少により、原子力発電も含めたすべての電源の新設計画を毎年見直しているため、対応電源は全電源となる。 CO2換算に火力平均係数を用いることは、過大にCO2削減量を見積ることになり、実際と乖離したCO2削減量を見積ることとなる。 したがって、電力消費削減の対応電源について、全電源平均対応と並んで火力平均対応を併記していることは適切ではなく、全電源平均対応のみで評価することが妥当である。</p>
<p>6. 京都議定書目標達成計画について</p>	<p>【団体】 「京都議定書目標達成計画」は、当然のことながら、法律に基づく計画とすべきであり、国会での批准承認の際には、地球温暖化対策を目的とした現存の法律である地球温暖化対策推進法を京都議定書の目標達成を担保する法律として改正し、そこに「京都議定書目標達成計画」をきちんと位置付けるべきである。さらに今後、同法を軸に温暖化対策を強化して行くべきである。</p>

	<p>【団体】 「地球温暖化対策推進大綱に代わる新たな計画を「京都議定書目標達成計画」として策定することが適当である。」とあるが、米国を初めとする主要国が参加しない枠組みについて、わが国がひとり目標達成計画を作成することが無意味であることは前文で述べたとおりである。新たな計画を策定するならば、むしろ、「京都議定書目標達成のための自主行動計画」とすべきである。</p> <p>【男性 50才, 会社員】 「2010年の温室効果ガス別・分野別の排出削減目標量・吸収源対策の目標量」を「京都議定書目標実行計画」に盛り込む事項としているが、強制的な措置を導入すれば成果が上がるというものではない。事業者が柔軟に目標を立てるからこそ高い目標設定ができ、経済的に成立する最も効率的な対策を講じることが出来ていると考える。強制的に排出量を決めるようなことをすれば、日本経済の活力を失うことにも繋がりがかねない。</p> <p>【男性 32才, 団体職員】 京都議定書目標達成計画の策定・見直しについて、「国民各界各層の幅広い意見を聴きつつ行うなど、『参加』を基本とする」としているが、意見を聞くだけであれば従来のパブリックコメント制度と変わらない。策定作業や意志決定過程への参加を確保すべきである。</p>
7. 地方公共団体の推進について	<p>【男性 36才, 公務員】 単独自治体で地球温暖化対策を推進するだけでは、マンパワーが不足してしまう。また、このような状況においても、自治体独自に努力をし地球温暖化対策に貢献している優良事例も存在する。地域における取り組みを充実し発展させるために、今後は、自治体間の情報交換、連携が重要であり、積極的に推進する必要がある。</p> <p>【男性 32才, 公務員】 地方でパートナーシップ型の取組を進める上では、各セクターの利害調整、地域で取り組む住民や事業者に対するインターメディアリー、社会実験のプロデュース等の機能が重要です。これを効果的に行うには、安定した事務局体制と、どの主体とも連携できるコーディネーターの人材確保が必要です。このような事務局の人件費と活動経費の措置が、地域の主体的な取組を進める上でのカギとなります。 国は今まで、計画策定や施設整備に対しての支援は行ってきましたが、計画を推進するためのコーディネート機能やインターメディアリーに対する支援こそ行うべきです。</p> <p>【男性 52才, 議員】 「国及び地方公共団体の対策の推進」とすべきである。単に地方公共団体のみでなく国においても積極的に推進していくべきである。 また、「京都議定書の目標を達成し、さらに持続的に地球温暖化対策を推進していくには、国民一人ひとりの理解と行動が必要不可欠である。」と述べているが、国民の行動をそう向けるための施策が重要である。国や地方公共団体の大きな役割は地球温暖化対策の推進を誘導するような経済的措置を活用したインセンティブを付与する施策を行うことである。その上で、国及び地方公共団体も地球温暖化対策の主役のひとりである認識に立って、多様な地球温暖化防止対策を展開していくことが求められている。</p> <p>【男性 45才, 会社員】 住民への省エネや温暖化防止に関わる周知活動、学校教育における取組みや様々な省エネ製品の普及促進策など、地域の実情を良く知る地方公共団体の役割が期待される。</p> <p>【男性 44才, 会社員】 地方公共団体が実施する規制的対策は、排出量の多い施設に対するモグラたたきになりかねないため、社会全体で対策を考える必要がある地球温暖化問題に対しては、国と地方公共団体の役割分担・権限について留意する必要があります。</p>

<p>8. 国民各界各層の理解と行動を求める活動の展開について</p>	<p>【男性 46才, 会社員】 日本国政府が真剣に地球の気候変動問題(温暖化)を憂慮し、問題解決のために貢献しよう(たとえ米国が離脱していても、中国・インド等CO2を大量排出する発展途上国がはいっていても)とするつもりなら、その気持ちをメディア等を最大限に活用して、もっと真剣に国民に訴え、賛同を得る努力をするべきと考える。特に1990年比で排出量の伸びが大きい民生の業務や家庭部門の理解を得ることが重要である。温暖化問題は、産業やエネルギー転換部門だけの問題ではない。国民全体がその重要性を認識する必要がある。</p> <p>【女性 39才, 主婦】 地球温暖化は、地球にすむ全てのものにとっての危機であり、国益や、経済的リスクを考えて対策を練る問題ではありません。京都議定書は最低でも実現しなければならないものです。環境をこれ以上悪化させないために日本ができる力の限りの貢献をしてほしいです。どんなに経済が繁栄しても、子孫に地球が残せなかったら何の意味もありません。 ・現在の危機的状況をもっと国民に知らせること。 本気になれば必ずできることだと思います。将来、子供たちに胸を張って豊かな地球を残せるように、日本が率先して行動を起こしましょう。</p> <p>【団体】 国民各界各層の理解と行動を得るための教育・普及活動、情報提供は重要であるが、行動を促すための施策を伴わなければ効果を挙げることは難しい。ここでは、国民各界各層の理解と行動を促すための「施策・誘導策」を政府が講じることの重要性の認識に欠けており、これを明記すべきである。</p>
<p>8. 日常生活における取組について</p>	<p>【男性 34才, 会社員】 家庭のエネルギー消費に伴うCO2排出量の通知制度については、全てのエネルギー使用に伴うCO2排出量の通知が同時に行われることが効果的である。すなわち、家庭におけるCO2排出削減の取組は、トータルエネルギーとしてのCO2排出削減が必要であり、必ずしも各種エネルギーごとにCO2排出削減を行っていくものではない(例えば燃焼式給湯機を電気式高効率給湯機に置換した場合、電力使用に伴うCO2排出量は増加するが、トータルのCO2排出量は低減することになる) また環境家計簿の活用等により、家庭における消費者に対し、トータルエネルギーでのCO2排出削減が必要であるという啓発活動の実施についても併せて御願いたい。</p> <p>【女性 54才, 団体職員】 日常生活における具体的取り組みの推進に書かれている事柄は、ライフスタイル転換に関するものであるが、これらはすべて政策的支援・基準・規制などが必要であり、「国民運動」では実現できない。「国民運動」に関する部分は削除し、「計画」の法案の対象とできるところを、法律文案の形でまとめあげるべきである。</p> <p>【男性 49才, 会社員】 自ら排出している温室効果ガスの排出量を簡便に把握することにより、個々の家庭等でにおける取組を効率的に進めることができると考えるが、安易な方法により特定の事業者のみに負担をかけ、データを提供させることは、国民全体として取り組むべき温暖化防止対策にそぐわない。また、これらが料金の別々の領収書に記載されるだけでは、有効とは思われない。 一般の家庭では、データだけがあっても、どのように解釈すればよいか判断すればよいか指標がないため、まずは、各家庭が自ら排出している温室効果ガスの排出量を簡便に把握、判断できるシステムの構築を行い、その後データ提供をどのように行うか効率的な手法を検討願いたい。</p> <p>【男, 会社員, 49才】 各家庭における取組の促進・支援を行っても、我が国国民の性情や生活の実態から推すと、大多数の家庭では、温室効果ガスの削減効果はあまり期待できないものとする。 結局記載の方法は、産業部門にとって労力とコストの多いものでありながら、民生部門にとっては実効性のないものである。今後取りまとめられる答申においては、民生部門における根本的で実効性のある対策・施策の立案を期待する。</p>

<p>8. 事業活動における取組について</p>	<p>【男性 49才, 団体職員】 経団連自主行動計画等の自主的取組を尊重する姿勢は評価できる。排出量の把握・公表、および第三者評価の仕組みづくりについても、産業界が現在、自主的に検討している仕組みを尊重すべきである。 第2ステップにおける事業者の実行計画の策定義務化、政府との間の協定は、あくまでも第1ステップにおいて成果が上がらなかった場合のひとつの選択肢であり、現時点で導入を予断すべきではない。</p> <p>【男性 52才, 議員】 電力については、自然エネルギーのみならず、各家庭や事業所での燃料電池を利用した分散型発電も今後の重要な技術開発のひとつである。この項には是非とも入れておくべき技術である。 一方、原子力発電については、世界の趨勢として核廃棄物の処理問題と運転の安全性の面からも廃止の方向であり、原子力の開発利用を挙げるべきではない。</p> <p>【女性 54才, 団体職員】 経団連の自主行動計画など自主的取り組みは、透明性・客観性等を高めるため、第三者評価の仕組みは重要である。特にこれは一定の基準を作り、それに基づいた客観的評価を行わなくてはならない。それにより初めて透明性、客観性が確保できる。</p> <p>【女性 38才, 自営業】 二酸化炭素排出量削減のために、風力発電やバイオマス発電などの自然エネルギーの技術を早急に導入・整備する必要がある。省エネを促進して行くのであれば、電力消費の増加を前提として進められている原子力発電は増設するべきではない。原子炉そのものにも安全性に問題がある上に、核燃料の輸送にも危険が伴い、さらに後世に放射性廃棄物の処理を押し付けるなどもっての外。</p> <p>【男性 57才, 会社員】 原子力発電の開発利用について: 数10年先あるいは100年先にはCO2削減は数10%必要と考えられる。これに確実にかつ効果的に対応するには国を挙げて安全等を前提にした原子力発電の開発利用しか見あたらない。原子力については最重点課題として取組をお願いしたい。</p> <p>【男性 33才, 団体職員】 原子力に関する議論が避けられている。原子力は国のエネルギー政策の中心的位置を占め、また大量の電力を生産するために、供給者は消費者のエネルギー使用量を増長させる特長がある。よってその是非の議論が絶対必要である。またCO2排出量が低いという理由だけで、危険な放射性廃棄物を将来に残してしまう電源を認める事は、環境省の答申としてふさわしくない。</p>
<p>8. 日常生活・事業活動における第2ステップの取組について</p>	<p>【男性 45才, 会社員】 自主的取組は、自らの業を良く知る事業者が技術的、経済的效果を踏まえ、自主的に実行計画を立案、実施する点で効果的な活動です。従って、これを強制化した場合、取組意欲の減退や発想・行動の硬直化につながり、本来期待される効果を著しく損なうことが懸念されるので「実行計画の義務化」や「政府との協定化」は採用すべきで無いと考えます。</p> <p>【男性 30才, 会社員】 地球環境問題に関して、いままで市民に対して求められてきたのは強制力のない「努力」でしかなかった。地球環境問題のもと市民生活がすべて自由に営めるものではなく、地球市民として制約がかかることは明らかであり、その自覚を求めるためにも、何かしら強制力のある対策を提示することが必要である。 奨励ではなく、罰則も含めて検討する時期にきていると考えられる。</p> <p>【団体】 第2ステップにおける事業者の実行計画の策定義務化、政府との間の協定は、あくまでも第1ステップにおいて成果が上がらなかった場合のひとつの選択肢であり、現時点で導入を予断すべきではない。</p>

	<p>【団体】 ここで掲げられた追加的な導入が考えられる取組例は、「新たな技術革新の成果の導入促進」以外、全て第1ステップで行うべきである。</p>
<p>8. 都市・地域 基盤整備等による脱温暖化社会の形成について</p>	<p>【男性 56才, 会社員】 答申にも述べられているように、交通需要マネジメント (TDM)・信号制御の最適化などの交通インフラの整備、マイカーの自粛や相乗りを促進するための意識啓蒙などは、温室効果ガスを抑制する有効な手段であると考えます。</p> <p>【男性 41才, 会社員】 ヒートアイランド現象の緩和のためには建築物からの排熱を抑制することが必要であるが、特に熱源供給システムとしてコージェネレーションなどの分散型電源を利用する場合、その排熱が有効に利用されなければヒートアイランド現象を加速させるだけでなく、エネルギーの効率的利用やCO2排出削減の観点からも望ましいエネルギー利用形態とは言えない。 したがって、熱電供給システムについては安易に利用を促進することは望ましくなく、排熱が有効利用される真にエネルギー効率の高いもののみを普及させていく必要がある。</p> <p>【男性 31才, 会社員】 ゴミについて4R (refuse reduce reuse recycle) で進め、大量消費社会を転換してください。(企業責任、ゴミの有料化、デポジット制度の導入など) そのため様々な施策を行ってください。環境税、炭素税を導入してください。公共交通を推進してください。自然エネルギーの積極的な導入を行ってください。包装紙、食品のトレイ、など工業製品が多くゴミに変わっています。ゴミ減量もエネルギー利用の削減、それによる温暖化ガスの減量に効果があると思います。4Rを進め、ゴミの減量化についても推進してください。</p> <p>【男性 52才, 議員】 従来的大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から環境負荷の少ない資源循環型社会への変革が求められているもののなかなか実現の兆しが見えない。従来の個人や事業者レベルでの価値観の転換を期待したライフスタイルの変革を望んでも実現には程遠い。 これはひとえに、社会の仕組みの問題であり、国レベルの問題である。つまり社会の制度として資源循環型社会へ必然的に向かっていくことを基本に構築していくべきである。具体的には、環境負荷が少なくなるような制度としてデポジット制度や環境負荷の重みによる製品の環境税等を早急に導入しすべきである。 法制度上、規制をすることが必要な時期であり、国民がインセンティブを持って対応することが効果をあげていくものである。</p>
<p>8. 京都メカニズムについて</p>	<p>【男性 49才, 団体職員】 京都メカニズムは、費用対効果の高い取組手法とされているが、現在、検討されているJL CDMの手続きはきわめて複雑で、使い勝手が悪い。事業者が現実に利用可能な仕組みとなるよう、今後の国際交渉で改善に努めるべきである。</p>

	<p>【女性 54才, 団体職員】 まず、事業者のインセンティブとして、「ODAの活用を含め」とあるが、これは「ODAの流用であってはならず」と「ボン合意」ではっきりと否定されたはずなので、ここを含む行は削除するべきである。</p> <p>また2006年までに、京都メカニズムを「本格的に活用するための仕組みを構築していくことが求められる」とあるが、2008年に本番が始まるまで、「練習」に類することを何も行わないのだろうか。10ページにも国際排出量取引のことが述べられているが、「2008年までに整備しておくことが必要」とのみふれられており、約束期間が始まる年まで、何もしないと同じである。</p> <p>同様に、24ページには、国内排出量取引についても述べられているが、第1ステップでは「自主的な取引の実施を支援」第2ステップでは「必要に応じ、国内の排出量取引制度の多面的な検討を行う」ととどまっている。これではアメリカはもとより、イギリスやヨーロッパなども「練習」をするために国内排出量取引や、EUレベルの取引を動かす予定で、日本はこうした国際的な動きに大幅に遅れを取ってしまう。ここは積極的に国内排出量取引を行う方向での具体的計画を記すべきである。</p>
<p>8. 経済的手法について</p>	<p>【男性 21才, 団体職員】 京都議定書の公約を守るためには早期の経済的政策が不可欠である。政府は3年間は経済的政策を導入しないという計画だが遅すぎる。炭素税をはじめ、2003年の導入を目指すべきである。</p> <p>【男性 43才, 団体職員】 環境税だけでなく、市場経済・貨幣経済の中に、出来るだけ環境価値を算入させて流通させることにより、適切な環境政策を効率的に実現することを要望いたします。具体的案として、エコポイント・カードのような市場インセンティブ政策を導入し、温暖化対策に全般的インセンティブを発揮させ、合わせてその</p> <p>他の面での環境保全も進めることが有効 だと思えます。このような方法は、環境税の様な大きな経済的負担をもたらさずに、大規模・効率的な温暖化対策を行なえる可能性を秘めていると思えます。</p> <p>【男性 49才, 団体職員】 温暖化対策税、国内排出量取引制度の検討を進めることとされているが、これらの手法は産業の国際競争力への影響が大きく、経済統制につながるおそれがあることを踏まえ、経済との両立を十二分に考慮して慎重に検討すべきである。</p> <p>【男性 51才, 会社員】 その他意見 ・環境税・炭素税の早期導入 ・環境NGOに助成金を増やす仕組みを作る ・エコマネー等地域の参加型民主主義政策を支援する</p> <p>【団体】 すでに省エネルギー化の進んだわが国において地球温暖化問題に対処する場合、あくまでも経済と環境の両立を念頭において対策を検討すべきであり、課税や課徴金の賦課などの義務付けや必要以上の規制は絶対にすべきではない。あくまでも、技術開発、ライフスタイルの見直しなどの自主的な取組によって行われるべきものとする。</p>
<p>9. 吸収源対策について</p>	<p>【男性 63才, 団体職員】 COP7の日本政府の強引な交渉で吸収源として3.9%まで認められた。にも拘わらず「中環審の答申案」では1頁分の対策枠組みの記述もなく、もっぱら新しく出来た「森林・林業基本法」の遵守と、希望的な施策の展開を期待しているだけで、とても実効ある炭酸ガス吸収を担保しようという姿勢が見られない。「森林管理」の担い手がどんどん減っている現実に対し、抜本的な対策が見えない。</p>

	<p>【男性 40才, 団体職員】 吸収源対策として、国内林業の適正な運営に期待するのは理解できる。しかし、拡大造林政策に代表される戦後の林野行政が残した負の遺産の整理がしていない現状や国内林産物の市場競争力を考えると、森林・林野行政や森林経営への過度な期待は懐疑的に成らざるを得ない。したがって、吸収源対策に関する施策や投資は、対費用効果を見極めながら段階的に実施すべきだと考える。</p> <p>【団体】 国際交渉では吸収源利用の上限が日本にだけ特別に大きく認められたが、これらを利用すれば、国内の化石燃料起源のCO2削減を緩めることにつながり、その分国内の地球温暖化対策は遅れることとなる。上限の3.9%分を丸まる目標達成に利用しようとする姿勢は改め、京都議定書の目標達成には吸収源は利用しない、あるいは利用するとしても最小限に抑える方針とし、国内での排出削減を進める心構えを示すべきである。</p> <p>【女性 53才, 団体職員】 吸収源対策については、杉花粉症なども考慮し、植林の内容、バイオマス利用の方法まで広く議論した上で進めるべきである。</p>
<p>10. 技術開発の促進について</p>	<p>【男性 48才, 会社員】 2010年頃には途上国の温室効果ガス排出量が先進国の量を上回ると言われており、国内対策だけでなく海外への技術移転も必要であるが、いずれ抜本的な温暖化対策技術の開発が必要になると考えられる。これらの技術開発においては長期的な視点に立ち、技術のブレイクスルーおよび多大な開発リスクの回避のための補助金等の国の支援をお願いしたい。</p> <p>【男性 64才, 団体職員】 冷媒・発泡の主要用途におけるHFC、半導体のPFC、電力のSF6などは、代替物質・技術が確立しておらず、単位排出量を削減しても(すでにほぼ限界まで実施済み)必要な使用量が増加すれば総排出量の増加は避けられない。そのような分野では、個別排出量の公表は短絡的な批判を招くおそれがある。 国は、代替ガス・代替技術の研究開発の支援を推進すべきである。</p> <p>【団体】 二酸化炭素の固定化は、生態系への影響や温暖化防止効果などにおいて様々な問題が未解決な技術であり、また研究・実施に莫大な費用がかかる上、省エネの場合のようなコストカットの効果はなく、原理的に引き合わないことから、現時点で投資すべき温暖化対策オプションとして、費用対効果の面からも他の施策より優先させる正当性はなく、推進すべきではない。</p> <p>【男性 38才, 団体職員】 「二酸化炭素の固定化技術」を削除。この技術は海洋へのCO2 投棄と組み合わせられた場合、周辺の広範囲の海水の酸性度を変え、珊瑚、海洋生態系に多大な影響を与えるのみならず、数十から数百年のサイクルで大半が大気中に戻ってくるとい技術である。大な研究開発資金がすでに次ぎ込めれてきており、導入費用は未知数、いったん海中に投棄されたCO2を回収する技術もなく、他国海域へ責任転嫁とならび、後の世代に責任を転嫁するものである。このような化石燃料の利用を延命するような高価な技術によりも、脱化石燃料、脱エネルギー集約型への技術開発へ投資を集中するべきである。</p>
<p>11. 調査研究の推進、監視・観測体制の強化</p>	<p>【男性 30才, 会社員】 先端技術、先端情報技術、化学、科学、農学等考えられる現代知見の粋を産官学NPO、市民NGOから結集して人口密集地域に隣接する広域対応の公益的機能発揮森林を配した都市型超大型臨海環境コンビナート団地を現状の行政的枠組みを越えた広域対応を前提として建設する。</p>

【男性 30才, 会社員】

調査研究に関しては、地球温暖化の実体を把握する以外に、具体的な地球温暖化対策を効果的に導入していくための研究も欠かすことはできない。特に家庭部門における温暖化対策においては、工学的な技術開発のみならず、経済学、家族学、心理学などの、多くの分野が関わりあった形での学際的な研究がすすめられる必要がある。「ライフスタイルの変革が重要」といわれながら、今までほとんど学問的検討がなされてこなかった分野となっている。

現在、地域レベルで温暖化防止に向けて多くの試みがなされているものの、その成果についての検討が十分になされないまま、眠らされているものが少なくない。成功点ばかりでなく失敗点も含めて貴重な取り組み成果を生かしていくため、学問的な後ろ盾が求められる。